

## 加古川市一人暮らし等高齢者見守り活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が相互に支援できる体制を確立し、生きがい作りを推進するため、一人暮らし等高齢者見守り活動事業に対して補助金を交付することについて加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付・不交付決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業中止・廃止申請書（様式第4号）を市長に提出し、その

承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の可否を決定し、補助事業の内容の変更に係るものにあつては補助事業変更／承認／不承認／通知書（様式第4号の2）により、補助事業の中止又は廃止に係るものにあつては補助事業／中止／廃止／承認／不承認／通知書（様式第4号の3）により、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金等の額が、第4条の規定により交付の決定をした補助金の額（第6条第3項の規定により補助金の額の変更を承認した場合にあつては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部または一部を交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額

を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

3 前2項に規定する返還の命令は、補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| 補助金の種類 | 性質      | 事業費補助  |
|        | 目的      | 元気で活力ある高齢者が見守りの必要な高齢者への訪問活動を行うことにより、高齢者が相互に支援できる体制の確立や生きがいの推進につなげるため。  |
| 補助金の範囲 | 対象となる者  | 加古川市シニアクラブ連合会  |
|        | 対象となる経費 | 【対象となる経費】<br>・加古川市シニアクラブ連合会が実施するどないや訪問活動等の高齢者見守り活動に要する謝金、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、備品購入費、使用料及び賃借料、その他事業実施に必要な経費 |
| 補助金の額  | 補助率     | 補助対象経費の10/10   |
|        | 補助金の額   | 対象となる経費の合計額で、900千円を当該年度における補助金交付額の上限とする。   |